

白川町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

第 2 版

令和 8 年 9 月

白川町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
(1)計画の趣旨	
(2)本町の現状	
①勤務時間外の在校等時間（令和6年度）	
②働きがい・仕事に対する満足度	
③疲労蓄積度自覚症状	
④疲労蓄積度勤務状況	
2. 目標	5
(1)時間外在校等時間に関する目標	
(2)働きがいやワーク・ライフ・バランス等に関する目標	
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
イ) 学校以外が担うべき業務	
ロ) 教師以外が積極的に参画すべき業務	
ハ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	
(2) 学校における措置の推進	
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5. 計画の実効性を確保するための関連する取組や 今後のフォローアップ	11

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町は第6次総合計画（令和3年度～令和10年度）に掲げたまちの将来像「“活力”をカタチに みんなの思いが活きる つながる 広がるまち 白川町」を受け、第2次教育振興基本計画（令和3年度～令和10年度）では、教育から見ためざす町の姿を「ふるさと愛を育み 次世代のまちづくりに活かす」としています。

計画期間の5年が経過し、顕著なものは予想以上に少子化が進行していることです。本町の教育行政的視点からの課題は、少子化、校舎等施設の老朽化、町域が広く通学の負担が大きいという3点です。これらの課題に対して本町では、「統合と存続、そして学校建設を組み合わせることにより子どもたちにより良い環境を提供する」という方針のもとに、保護者や地域の理解を得ながら、学校再編や校舎建設の取組を連綿と続けています。

また、日々の教育の推進に当たっては、学校長をはじめとする教職員の努力により、本町の自然や文化、伝統、歴史等を活かした教育課程が編成、実施、評価、改善され、「求め学び磨く楽しさを知る子」「“共生”を心に刻み歩める子」「ふるさと白川を愛する子」が育っています。

このように学校や教員に対する保護者や地域からの期待が高まる一方、全国的に起きている教員不足の問題、教員の過酷な長時間勤務の問題、ストレス等で教員が精神疾患に陥り休職に至る問題等は本町においても影響を受けています。

従って、「学校における働き方改革」は本町が目指す教育を実現するために欠くことができないものです。教員が教員にしかできないことに注力し、その専門性を大いに発揮できる環境を整えることは、未来社会の担い手である子どもたちへの質の高い教育を進める上で極めて重要なことです。また、教員が明るく元気でいきいきと働く姿は、子どもたちに安心感を与え、さらに子どもたちに教職への憧れを抱かせることも考えられます。

本計画は以上のような趣旨のもとに作成しました。本町に勤めるすべての教育職員が本計画で示す計画に積極的に取り組むことを願っています。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「白川町立学校教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

その結果として、本町における「教職員の勤務時間外在校等時間」、「働きがい・仕事に対する満足度、疲労蓄積度（自己診断）」について、以下①～④のとおり示します。

（調査結果は令和6年度から令和8年度のものです。）

①勤務時間外の在校等時間

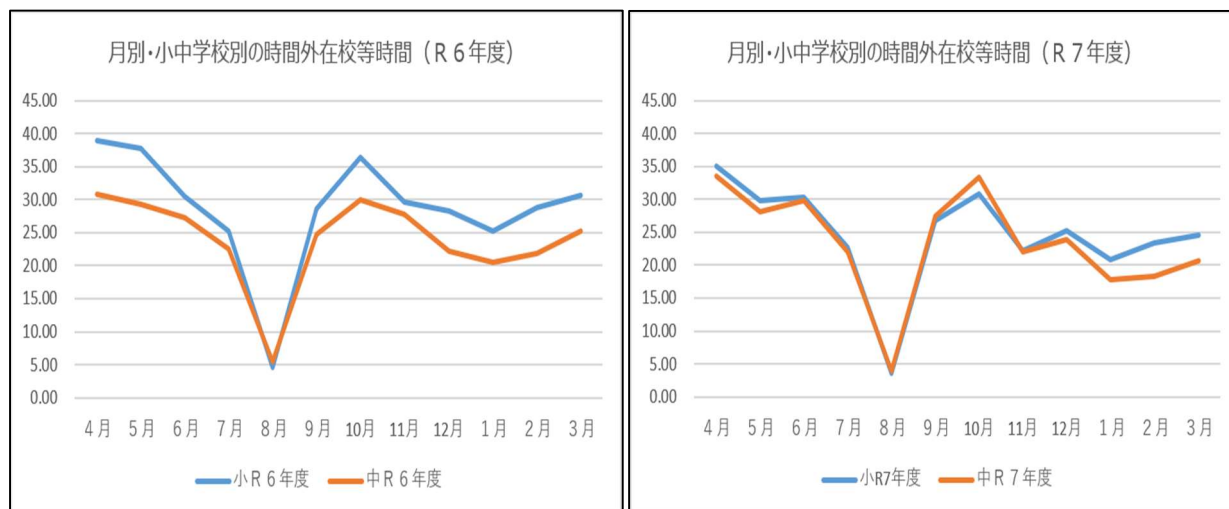
各学校の校務支援システムの記録から、令和6・7年度の時間外在校時間を抽出した結果は（表1）のとおりです。規則第2条の「1ヶ月について45時間」を下回っています。

（表1）令和6・7年度 勤務時間外在校等時間の月平均

勤務時間外在校等時間（平均）	小学校（50人）	中学校（34人）
令和6年度	28時間45分	24時間11分
令和7年度	24時間45分	23時間55分

（表１）は１年間の時間外在校等時間（合計）を12月で割り、平均を求めたものです。月ごとの時間外在校等時間は（図１）のとおりです。

（図１）月別・小中学校別の時間外在校等時間



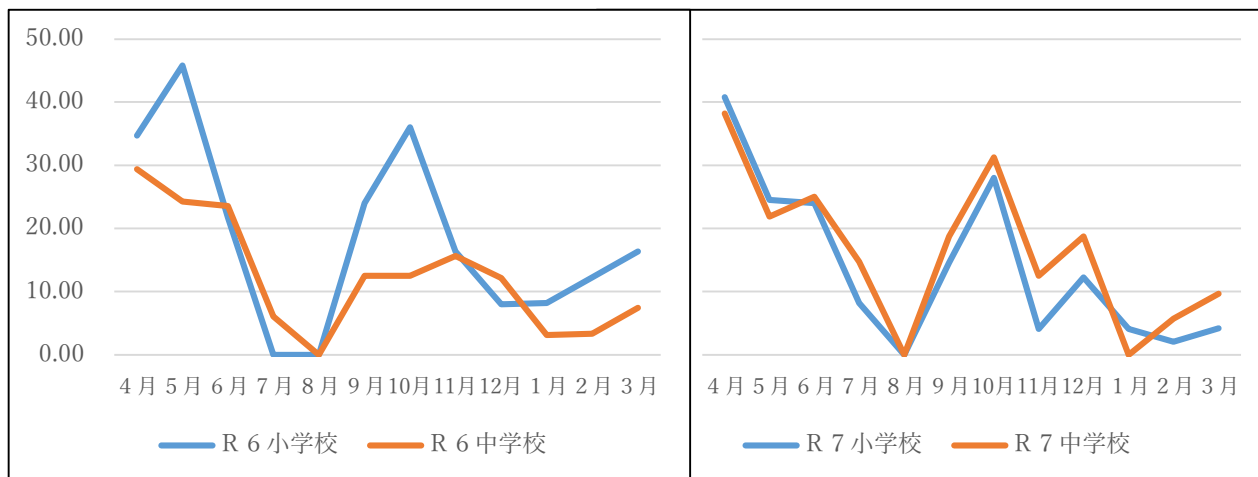
- ・本町では、小学校の方が中学校より時間外在校等時間が若干多い傾向があります。
- ・小・中学校とも年度初め、2学期中ごろ、そして年度末に在校時間が長くなる傾向があります。これはその時期の教育活動の内容や職員の異動等の要因が考えられます。
- ・授業日の少ない7月・8月は在校時間も少なくなるため、7月・8月を除いた場合の月平均は、中学校は約25時間、小学校は約30時間程度となり、規則第2条の「1ヶ月について45時間」を下回っています。

本町には現時点で月80時間を超えている教職員はいませんが、月45時間を超えている教職員はいます。（表２）はその年度別割合を、（図２）は月別に示したものです。

（表２）時間外在校時間が45～80時間の教職員の割合

勤務時間外在校等時間が 45～80時間の職員の割合（％）	小学校（50人）	中学校（34人）
令和6年度	18.6	12.5
令和7年度	13.9	16.4

（図２）時間外在校時間が45～80時間の職員の月別の割合



- ・（図2）は（図1）と同じような形になり、年度初め、2学期の中ごろ、年度末に月45時間を超える教職員が多くなっています。
- ・小学校と中学校では年度により割合が逆転していますが、詳細は分かりません。
- ・45時間を超える者は一部の教職員に固定化される傾向があり、管理職（特に教頭）、教務主任、本町1年目の職員などですが、断定はできません。

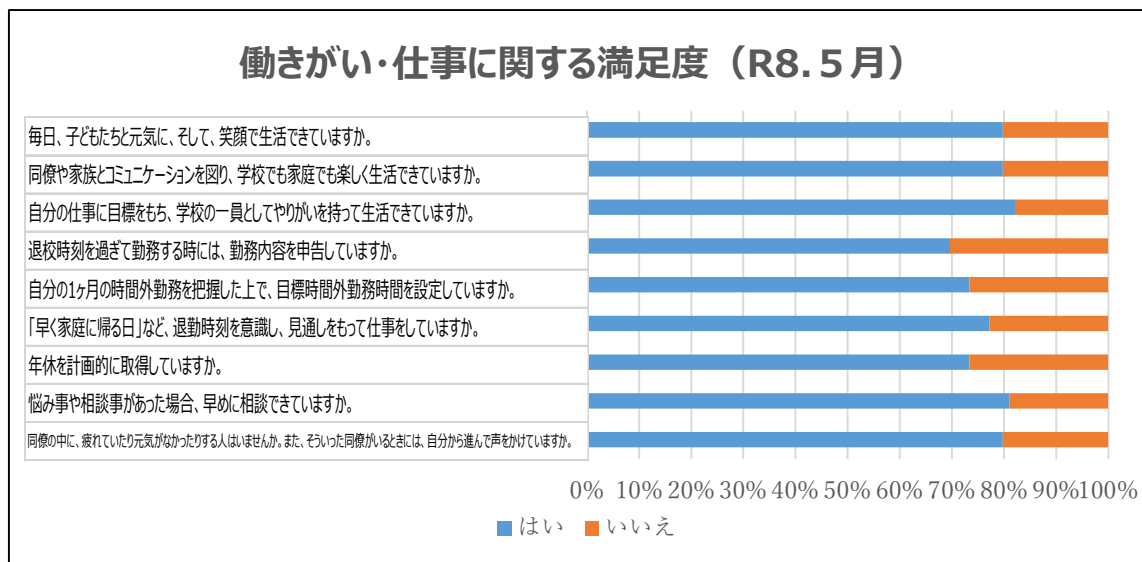
以上は本町の令和6・7年度の結果に基づくものです。今後は数年に渡って調査したり、他の自治体と比較したりしながら分析する必要がありますが、現時点での考察は次のとおりです。

- ・本町教職員の勤務時間外在校等勤務時間の平均値は「規則」の範囲内にある。
- ・個人的、時期的に、1ヶ月45時間を超える教職員がいる。今後はこれらを減らし、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する計画が必要である。
- ・小学校と中学校の差を縮める必要がある。

②働きがい・仕事に対する満足度

本町の学校は教職員50人未満の小規模校ばかりで、ストレスチェックは実施していません。そこで、可茂教育事務所からの資料「勤務時間の適正化・メンタルヘルス」（5月のピックアップ項目）を利用し、傾向を調査しました。（図3）は働きがいや仕事に対する満足度を令和8年5月に調査した結果です。

（図3）働きがい・仕事に対する満足度の調査（令和8年5月）



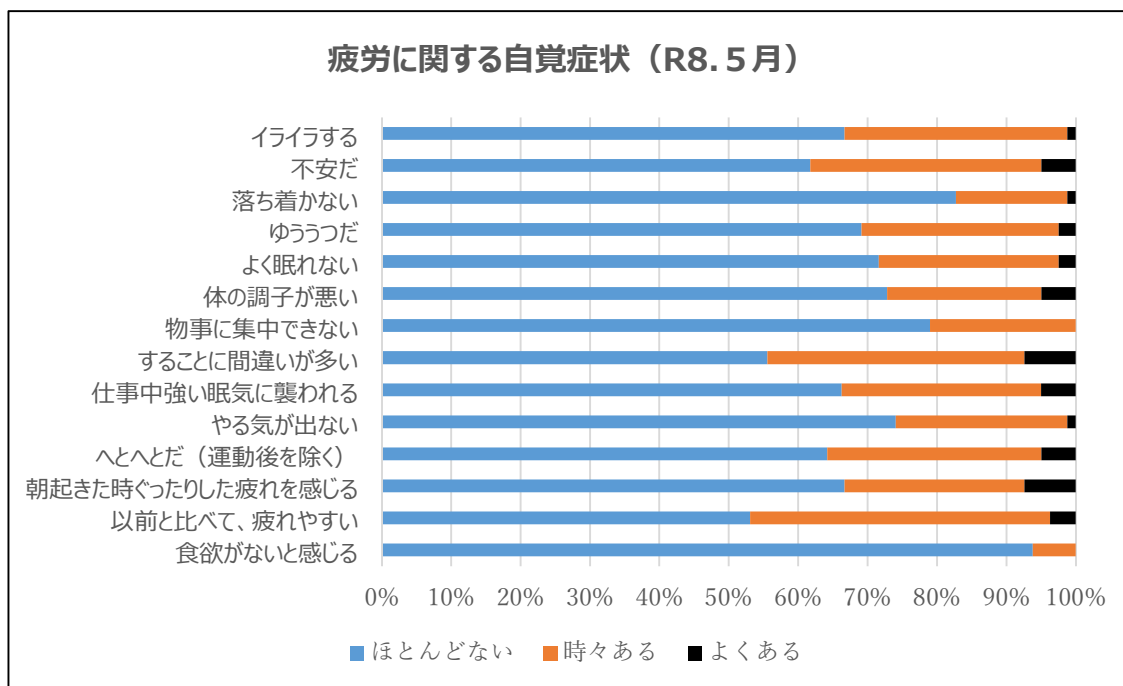
令和7年5月に実施した調査では21人分の資料のため、本年5月に実施した79人の結果を掲載しています。今後も調査は継続していきます。

全体的には良好な結果と考えられますが、「計画的な年休の取得」「退校時刻を過ぎて勤務する場合の勤務内容の申告」「目標時間外勤務時間（時間外在校等時間）の設定」については課題ととらえます。特に第5項目の「目標時間外勤務時間（時間外在校等時間）を設定すること」については、前述①の考察で示した「1ヶ月45時間を超える教職員を減らすこと」と関連づけて対応していかなければなりません。

③疲労蓄積度自覚症状

（図４）は前述の資料「勤務時間の適正化・メンタルヘルス」（５月のピックアップ項目）の「疲労蓄積度自覚症状」に回答した本町教職員８１人の結果です。

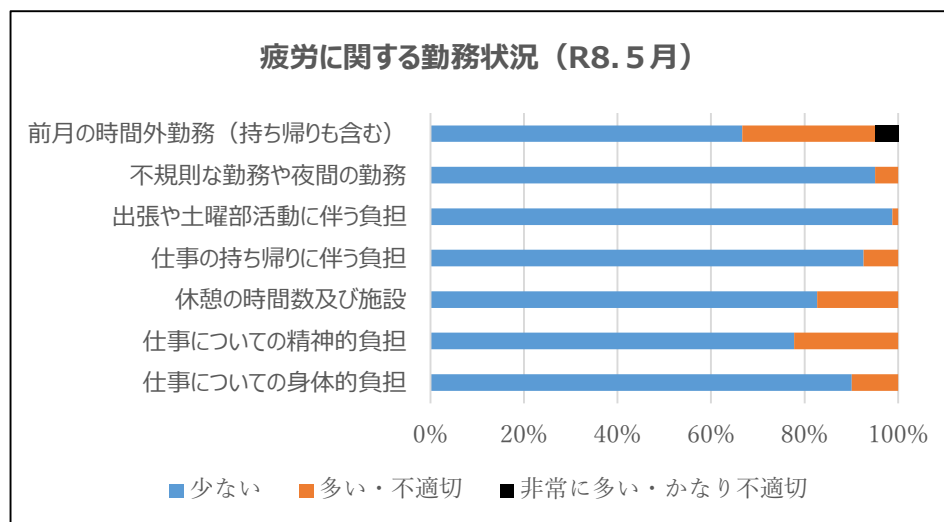
（図４）疲労に関する自覚症状（令和８年５月）



④疲労蓄積度勤務状況

（図５）は同じく「疲労に関する勤務状況」に回答した本町教職員８１人の結果です。

（図５）疲労に関する勤務状況（令和８年５月）



- ・本町教職員の働きがいやワーク・ライフ・バランス調査については２回実施（７・８年度）のみであり、はっきりとした傾向がつかめていない。今後も調査を継続する。
- ・肉体的疲労、精神的疲労を自覚している職員が一定程度いる。該当者については各学校で面談等を行い、その要因をつかみ、適切に対応していくことが不可欠である。
- ・調査を重ね、その結果をもとに適切な数値目標を設定して取り組む。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 年間ににおける 1 ヶ月の時間外在校等時間の平均時間を 25 時間程度にする。
- ② 1 ヶ月の時間外在校等時間が 45 時間を超える職員の割合を 0% にする。
- ③ 小学校と中学校の時間外在校等時間の差を縮める。

(2) 働きがいやワーク・ライフ・バランス等に関する目標

- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- ・ 数値目標は資料が少ないため、ひとまず暫定的な数値を示す。

【カッコ内は令和 7 年度の数値】

- ① 「働きがい・仕事に関する満足度」調査における「はい」の割合をすべての項目において 85% 以上にする。【第 5 項目、第 7 項目が 85% 未満】
- ② 「疲労に関する自覚症状」調査についてはその要因を詳しく分析する。そして、各項目における「ほとんどない」の割合を令和 7 年度結果より 5% 増加させる。【45%～92%】
- ③ 「疲労に関する勤務状況」調査についてもその要因を詳しく分析する。そして、特に第 6 項目「仕事についての精神的負担」が「少ない」の割合を 80% に増加させる。【67%】

3. 計画の期間

計画の期間を次のように設定します。

本計画の期間は、
令和 8 年度～令和 10 年度とし、1 年ごとに部分的に更新していくこととする。

理由

- ・ 1.(1)「計画の趣旨」で述べたとおり、第 6 次総合計画及び第 2 次教育振興基本計画の計画期間が令和 10 年度までであり、これと合わせるためです。
- ・ 町内小中学校の学校再編に関して、令和 9 年度には白川小学校と蘇原小学校の統合、令和 11 年度には白川中学校と黒川中学校の統合が予定されており、統廃合は特にその前後において、統合準備や教育課程を軌道に乗せるためにかなりの労力を必要とし、学校における働き方改革に配慮する必要があるためです。
- ・ 1.(2)「本町の現状」で述べたとおり、特にメンタルに関する調査をきめ細かく行い、実態に応じて本計画を充実させる必要があり、1 年ごとに見直すこととします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下(1)～(3)の内容に取り組みます。

- | |
|--|
| (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
(2) 学校における措置の推進
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組 |
|--|

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

平成31年中教審が「学校・教師が担う業務に係る3分類」として答申した内容は、「基本的には学校以外が担うべき業務(4項目)」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務(4項目)」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務(6項目)」の3分類14項目です。これが令和7年8月には「学校以外が担うべき業務(5項目)」「教師以外が積極的に参画すべき業務(8項目)」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務(6項目)」のように3分類の趣旨を明確にし、19項目の内容がアップデートされました。

本町では、学校や地域の実態を把握した上で、次の10項目を取り上げます。

イ) 学校以外が担うべき業務

1 教育課程外の活動

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類①）

放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類②）
--

現状

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・本町児童生徒の通学手段は、徒歩、スクールバス、自転車（中学生のみ）、保護者による自家用車（一部の家庭）である。学校統合が徐々に進んでおり、スクールバス通学者が増加している。教職員による日常的な見守り活動は実施していない。・本町では放課後から夜間などに校外の見回りを行っていない。・夏祭り等の夜間の見回りは青少年育成推進委員会が適宜行っている。 |
|--|

対応

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教職員による登下校の日常的な見守り、夜間などの見守り活動は実施しない。・スクールバスの時刻、経路、乗降場所などは、学校、保護者、公共交通などの意見を聴取し、児童生徒数の変動に応じて年度ごとに教育委員会が設定する。・本町の自然環境や地形により、気象の急変、野生動物の出現などに対して、危機管理マニュアルに沿って一時的に登下校時の見守り活動等の初期対応を必要とする場合がある。さらに、学校、保護者、教育委員会、役場、青少年育成推進委員会、警察、消防等の連携により安全を確保する。状況が安定したら、保護者の管理に委ねる。・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。ただし、学校外、夜間の生徒指導事案であっても、児童生徒の今後の成長、更生のために教職員は親身になって指導・援助する。 |
|---|

2 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類④）

現状

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・本町ではすべての学校、校区において地域学校協働活動が展開されている。特に放課後等の見守りがなされるため、教職員は会議や自分の仕事ができている。・地域講師として授業に参加してもらい、地域教材の専門的な指導が受けられる。 |
|--|

対応

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・学校と地域学校協働活動推進員との連絡調整は、教頭や担当者だけに責任や負担が集中しないように適切に役割分担をする。 |
|---|

③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤）
現状 ・本町では学校への過剰な苦情や不当な要求は少なく、学校で対応できている。
対応 ・教育委員会は令和8年度中に対応マニュアルを作成し、学校等に周知する。その際、直接苦情等に対応する相談窓口を教育委員会に設置する。 ・教育委員会は学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

□) 教師以外が積極的に参画すべき業務

④ 調査・統計等への回答（3分類⑥）
現状 ・調査・統計については、教育委員会で回答できるものについては教育委員会が行っている。学校でしか答えられないものにしばって依頼している。
対応 ・学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施。 ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。 ・学校事務体制の強化のため、令和8年度から共同学校事務室を整備する。

⑤ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（3分類⑦）
現状 ・各学校で担当を決め、随時発信している。 ・ウェブサイトについては著作権、肖像権等の侵害にならないよう留意している。 ・学校により特徴があるが、定期的な発信とトピックに応じた発信がある。
対応 ・資料は複雑なものにしないよう留意し、作成に時間をかけないように工夫する。 ・学校が行う場合は事務職員等も積極的に参画するようにする。

⑥ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類⑧）
現状 ・本町の学校プールは小学校のみである。水質管理・機械管理は町職員（学校校務員＝スクールサポートスタッフ）が行うようにしている。 ・体育館、武道場、運動場の管理責任は校長にあるが、夜間や休日等の施設開放については開放委員会において管理している。
対応 ・プールについてはこれまで通り、教師は授業等に付随して行う日常点検（水質検査等）を担い、管理はスクールサポートスタッフが行う。老朽化したプールは使用を中止し、順次民間プールでの学習に切り替えていく予定である。

7 部活動（3分類⑬）

現状

- ・白川中では、すでに土日の活動、平日17時からの活動は地域クラブ（スポーツリンク白川）に移行している。
- ・黒川中では、土日の活動について、できる種目から地域移行が始まっている。
- ・国の実証事業（補助事業）を利用し、予算の範囲内で地域指導者に謝金を支払っている。今後も国に対して、謝金の財源を地方財政措置とする要望をしている。
- ・佐見方面の生徒については、国の補助事業を利用し、活動後のバスを運行している
- ・教員が部活動に参加しなくなり、中学校の時間外在校時間は大幅に減少した。
- ・教師が地域クラブの指導者となるための兼職兼業の許可を行っている。

対応

- ・部活動の地域移行は学校統合との関連が強く、これまでも「新しい学校づくり検討委員会（部活・クラブ検討部会）」でも調査・研究している。今後もその計画に沿って進めていく。
- ・令和8年度中に行う内容
 - 黒川中学校のクラブ活動推進支援
 - 「白川町地域クラブ活動ガイドライン」の策定
 - スポーツリンク白川の事務職員の適正配置計画
 - 平日のクラブ活動終了後のバス（おでかけ白川）の運行計画
 - 地域指導者謝金、バス運行等の予算計画
- ・令和9年度以降の内容
 - 黒川中学校のクラブ活動推進支援
 - 白川町内だけでなく、可茂地区を対象とした広域での体制づくり

ハ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

8 授業準備（3分類⑮）、⑯学習評価や成績処理（3分類⑯）

現状

- ・本町の教職員は、3分類⑮⑯が「授業実施」とセットになっていること、すなわち「⑮授業準備→授業実施→⑯学習評価や成績処理」と一体になっている、いわば「教師の本分」であることを認識している。その上で負担軽減すべき内容を考察する。

対応

- ・質の高い授業実施のためには、授業準備、学習評価や成績処理の質も向上していかなければならない。さらに教師の成長とともにこれらの質も変わっていく。従って、これらは定型の単純作業として固定しているものではない。このことを踏まえた上でどのような対応ができるかを考える。
- ・授業準備（教材研究も含む）に必要な教師用指導書、教材備品、教材資料、教材作成に係る消耗品などの費用を予算の範囲内で確保する。
- ・教材の印刷等で、スクールサポートスタッフ等が印刷可能なものは依頼する。
- ・学習評価として使用する单元テスト、小テスト、実力テスト等は、子どもを評価するだけでなく、授業を評価する意味でも、本来は授業に合わせて教師が作成した「自作テスト」が望ましい。これは小規模校（少ない教師）では教師の負担が大きく難しいことではあるが、教師の空き時間を増やし、教材研究や評価が行えるよう非常勤講師等の配置などを進める。

9 学校行事の準備・運営（3分類⑪）

現状

- ・「白川町青雲のつどい（立志式と集団宿泊研修）」については、毎年、町教委と学校代表で協議して進めている。
- ・R9の白川小と蘇原小の統合に向けて、該当校だけに任せるのではなく、「新しい学校づくり検討委員会（カリキュラム部会）」で、総合的な学習の時間（美濃白川学）の指導計画を検討している。
- ・学校再編及び新校舎建設に伴い、パンフレット「白川町の新校舎と特色ある教育」を作成し、ハードとソフトの両面から白川町の教育を広く周知している。

対応

- ・今後の「白川町青雲のつどい」について
 - 令和8年度は7年度と同じく、6月に宿泊（若狭）、3月に立志式を実施する。
 - 宿泊に伴う健康管理のために、町で看護師または保健師を配置する。
 - 小学校での合同宿泊研修（小5）、合同修学旅行（小6）により交流の体験を行うようになっているため、令和9年度からの青雲のつどい（宿泊研修）は1泊2日とし、実施時期、行先等について令和8年度中に計画する。
 - 令和11年度の中学校統合に向けて、立志式、集団宿泊研修を抜本的に検討する。令和10年度中に計画する。
- ・学校再編、新校舎建設に伴う教育の在り方について
 - 少子化等の課題に対応するため、令和2年1月策定の教育委員会方針を基本に計画的に推進する。
 - 学校再編に伴う教育課程の編成については、今後も該当校だけに任せるのではなく、教育委員会も積極的に支援していく。

10 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類⑫）

現状

- ・白川町ではかねてより、保育園、小・中学校、教育課、保健福祉課、さらに外部専門機関と連携した取り組みを行っている。（白川町子ども発達支援システム）

対応

- ・引き続き、白川町子ども発達支援システムが機能するよう、職員の配置と情報の共有に努め、計画に基づいてシステムを運用する。
- ・職員等の資質向上のために研修の実施、学会等への参加等に努める。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭に対して、その相談窓口が分かるよう周知する。

(2) 学校における措置の推進

学校においては以下の措置を推進することで教育職員が担う業務の適正化を図ります。教育委員会は学校の取組を支援します。

① 教育課程の編成、年間標準時数

学校は教育課程の編成において、年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

② 長期休業日

教育委員会は各学校の年間総授業時数の確保等を確認し、その上で令和8年度中に長期休業日の在り方を見直し、必要な場合は適切な変更等を行う。その際、授業時数の問題だけでなく児童生徒の生活リズムや児童クラブ等の受け入れ事業等との連携を図る。

③ 教育活動、日課表

- ・学校は、教育活動の中で当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行う。学校の諸活動の中で、地域との関わりがあって見直しが難しい場合、学校と教育委員会の協働で見直しの理解を図っていく。

- ・清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などを見直し、日課表の工夫を行う。

- ・新校舎での日課表については、令和8年度中に「新しい学校づくり検討委員会（カリキュラム部会）」で検討し、該当学校に提案する。その際、スクールバス等の運行、地域クラブ活動、放課後等の居場所づくりなどの関連を図る。

- ・統合にかかわらない学校においても見直しを検討する。

④ デジタル技術の活用

- ・校務支援システム（令和8年度に更新）の活用により、校務を効率化する。

- ・町内の会議については、その内容によってテレビ会議で実施し、学校を離れなくてもよいようにする。ただし、対面での会議のよさも踏まえて臨機応変に実施する。

⑤ 今後の検討事項

勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能など

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

学校及び教育委員会は教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

① 個別指導

- ・「働きがい・仕事に対する満足度」や「疲労蓄積度自覚症状」の調査を実施し、実施後の分析結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施する。医師への依頼は教育委員会と協議する。

- ・教育職員の心身の健康問題についての相談窓口を各学校の養護教諭とする。校長は養護教諭や該当教育職員を指導するとともに、必要に応じて医師や心理士等による保健指導を受けさせる。医師等への依頼は教育委員会と協議する。

② 勤務と休憩のバランス（メリハリ）

- ・勤務間インターバル（終業から始業まで、11時間以上を目安とする休息時間）の確保に取り組む。

- ・年次有給休暇を計画的に取得できるようにする。

- ・定時退校日を月ごとに設定するなど、計画的に早く帰る意識を高める。

- ・夏季休業中は、学校閉庁日を設定する。

③ 今後の検討事項

- ・早出遅出勤務制度、テレワークなど

５．計画の実効性を確保するための関連する取組や今後のフォローアップ

① 実態把握と報告の継続

- ・町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、具体的措置の取組状況などについて、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・町内各学校の教育職員の在校等時間の状況について、町校長会等で報告し、具体的措置の取組状況などについて交流する。

② 人材確保

- ・教育委員会は、学校での児童生徒の学習・生活・医療・福祉等の支援に当たる人材（スクールカウンセラー、学校支援員、校内教育支援センター支援員等）の確保に努める。
- また、教育職員の業務を支援する教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）や地域ボランティアの確保に努める。

③ 本計画の評価と改善

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画を周知する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

④ 保護者や地域への啓発

- ・教育委員会は首長部局と連携し、保護者や地域の理解を促進するため、保護者や各自治会等に対して、本町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について啓発を図るとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。